

- 先買い土地を含む未利用地を有効活用していくため、庁内横断的な検討組織(未利用地有効活用検討委員会)を平成12年に設置
- 構成員は、副市長、総務部長、企画政策部長、市民部長、産業振興部長、建設部長、消防長及び教育次長
- 用地保有部門等から事業計画部門に対し、事業予定の照会を日常的に行うなど、庁内連携を図り、未利用地の有効活用に取り組んでいるところ

[未利用地有効活用検討委員会フロー]

各課が未利用地の分類を検討

※未利用をA(公共施設等整備用地)、B(代替地等の利用用地)、C(保有する必要のない用地)に分類

財務課が取りまとめて提出

未利用地有効活用検討委員会

方針決定

土地の有効活用又は売却の処分が適当と認められた未利用地に係る有効活用の方針に従って対応

[先買い土地を庁内連携により有効活用した事例]



- 道路事業用地の代替地として取得
- 未利用地有効活用検討委員会に諮り、ポケットパークとして整備(詳細は別添1参照)



- 福祉施設用地として取得
- 庁内で有効活用の照会を行い、認定こども園用地として売却

- 長期保有の先買い土地や用途の廃止を予定している施設について、庁内横断的な検討組織(公共施設マネジメント推進会議)を平成25年に設置
- 構成員は、副市長、政策総合調整担当課長、計画予算調整担当課長、公有財産管理担当課長
- 同会議は、行政上の将来的な需要を総合的に検討し、利活用方針を決定
- 未利用地を市のホームページに掲載し、民間事業者と連携することにより、民間事業者の立地促進を図る土地バンク事業を実施

[公共施設マネジメント推進会議の活用例]

- 街路事業用地及び代替地として取得した土地のうち、代替地に供される見込みがなくなったことから、公共施設マネジメント推進会議に諮り、民間に貸付け又は売却の方針が決定されたため、土地バンク事業に登録し、駐車場として暫定利用



[現在は駐車場として暫定的に貸付中]

[公有財産利活用方針決定フロー]

施設マネジメント担当課(※施設情報の一元管理)

新たに未利用地となった施設(敷地面積が概ね500㎡以上)を保有していないか、各課へ照会・集約

↓ 未利用地あり

未利用地について、庁内での利活用希望の照会・集約

↓

公共施設マネジメント推進会議
利活用方針の決定

↓

川口市として利活用しない場合

未利用地を土地バンク事業に登録
(民間からの利活用提案を募集)

↓

公共施設マネジメント推進会議
売却(貸付)方法の決定

↓

売却・貸付